

**登米市議会改革推進会議
調査報告書**

令和7年3月25日

《 目 次 》

1. はじめに	3
2. 議会改革推進会議の開催状況	4
3. 議会改革の取組状況	7
4. 議会基本条例の検証・評価結果	8
5. おわりに	21
資料1 議会改革推進会議からの提言	23

1. はじめに

登米市議会では、平成24年4月より、市民福祉の向上及び市政発展に寄与するため、議会の役割と基本的事項を明示した「登米市議会基本条例」を施行し、これまで本条例に基づき、市民に開かれた議会、市民の役に立つ議会を目指して議会活動に取り組んできた。

議員各位及び執行部の理解の下で整えてきた議会基本条例に基づく仕組みを日々の議会活動の中で定着させ、今後さらに機能させていかなければならない。

本市議会の最高規範である議会基本条例の検証・評価結果を全議員で確認するため、議会推進会議の調査報告書としてまとめた。

【参考】

■議会改革推進会議の概要

- ①名称 登米市議会改革推進会議
- ②所掌事務
- ・議会基本条例の目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。
 - ・議会機能のあり方に関すること。
 - ・その他議会の改革に関すること。
- ③会議の構成員 委員は会派から選出し、会派から選出する委員の数は、議長が協議により定める。

④委員

委員長	曾根 充敏	副委員長	永島 順子
委員	浅田 琢哉 (R7.3.12 会派解散)	委員	佐々木好博
委員	岩渕 正弘	委員	工藤 淳子
委員	武田 節夫		

2. 議会改革推進会議の開催状況

今期の議会改革推進会議では、主に「議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しと具体策の検討」、「意見交換会の新たな仕組みづくり」、「議会モニター制度の在り方」について、32回にわたり協議・検討を重ねてきた。

日 程		検 討 課 題
第1回	R5. 5. 12	➤ 正副委員長の互選
第2回	6. 2	➤ 年間活動計画について
第3回	6. 23	➤ 令和5年度年間活動計画について ➤ 議会基本条例の検証結果について ➤ 議会改革推進会議からの提言等対応状況について
第4回	7. 6	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しについて① ➤ 議員定数について① ・令和2年度に実施した検討経過及び結果の振り返り
第5回	7. 11	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しについて② ➤ 議員定数について② ・令和2年度に実施した検討経過及び結果の振り返り
第6回	8. 2	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しについて③
第7回	8. 18	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しについて④
第8回	8. 28	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しについて⑤
第9回	10. 16	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しで出された意見の整理① ➤ 行政視察について①
第10回	11. 1	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しで出された意見の整理② ➤ 行政視察について②
第11回	11. 21	➤ 行政視察の振り返りについて
第12回	12. 4	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた具体策の検討①
第13回	R6. 1. 12	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた具体策の検討②

日 程		検 討 課 題
第 14 回	1. 15	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた具体策の検討③
第 15 回	1. 22	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた具体策の検討④
第 16 回	2. 6	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた具体策の検討⑤ ➤ 議会改革度調査 2023 への回答について
第 17 回	3. 21	➤ 議会基本条例に基づく行動の確立に向けた具体策の取りまとめ結果について ➤ 意見交換会で聴取した意見等の対応について①
第 18 回	4. 11	➤ 意見交換会で聴取した意見等の対応について② ➤ 年間活動計画及び行政視察について
第 19 回	4. 30	➤ 令和 6 年度年間活動計画について ➤ 意見交換会の新たな仕組みづくりに向けた調査・研究 ➤ 議会モニター制度の在り方について
第 20 回	6. 12	➤ 行政視察について ➤ 今後の調査・研究の方向性について ・意見交換会の新たな仕組みづくりについて ・議会モニター制度の採用・設置状況について
第 21 回	7. 9	➤ 行政視察について(質問事項の確認など) ➤ 議会モニター制度の調査・研究について① ・議会モニター制度の運用と活動状況に関するアンケート調査について
第 22 回	8. 6	➤ 行政視察の振り返り① ➤ 議会モニター制度の調査・研究について② ・議会モニター制度の運用と活動状況に関するアンケートについて
第 23 回	8. 21	➤ 行政視察の振り返り② ➤ 議会モニター制度の調査・研究について③ ・議会モニターから出された意見の把握について
第 24 回	9. 20	➤ 意見交換会の新たな仕組みづくりに向けた調査・研究について① ➤ 議会モニター制度の調査・研究について④ ・議会モニター制度の運用と活動状況に係る照会結果
第 25 回	9. 27	➤ 意見交換会の新たな仕組みづくりに向けた調査・研究について② ➤ 議会モニター制度の調査・研究について⑤
第 26 回	10. 8	➤ 議会モニター制度の在り方について

日 程		検 討 課 題
第 27 回	11.13	➤ 議会改革推進会議からの提言（案）について①
第 28 回	11.21	➤ 議会改革推進会議からの提言（案）について② ➤ 意見交換会で聴取した意見等の対応について ➤ 議会基本条例検証の進め方について（確認）
第 29 回	12.2	➤ 議会改革推進会議からの提言（案）について③ ➤ 議会基本条例の検証に向けた議員アンケート（案）について
第 30 回	12.6	➤ 議会改革推進会議からの提言について（最終確認） ➤ 議会基本条例の検証に向けた議員アンケートについて
第 31 回	2.12	➤ 議会基本条例の検証に向けた議員アンケート集計結果について ➤ 議会基本条例の検証結果とりまとめの手法について ➤ 「地方経営のための議会改革度調査 2024」について
第 32 回	2.21	➤ 議会基本条例の検証について

○先進地行政視察

視察日	視察先	視察内容
R5.11.9	兵庫県加東市	■議会基本条例の検証と見直し手法について
R5.11.10	京都府福知山市	■議会基本条例の検証評価について
R6.7.17	東京都東村山市	■議会報告会と意見交換会の取組について
R6.7.18	新潟県上越市	■意見交換会と議会報告会の見直しについて ■議会モニター制度について

○提言・報告

- ①意見交換会の新たな仕組みづくりに向けて（令和6年12月16日提言）
- ②議会モニターの在り方について（令和6年12月16日提言）

3. 議会改革の取組状況

これまでの議会改革に関する取組状況は、次のとおりである。

年度	内 容
H 17	議会中継（ライブ中継・録画中継、庁内ライブ中継）を開始
H 19	議長交際費執行状況、政務調査費収支報告をホームページで公表
H 21	議会改革調査特別委員会の設置、発言席の設置
H 22	会議録検索システム導入、議会改革討論会、市民との意見交換会を実施
H 23	議会基本条例を制定
H 24	議会議員政治倫理条例を制定、議会改革推進会議を設置
H 25	議場内大型ディスプレイを設置、議案及び付属資料をホームページで公表
H 26	空き家等の適正管理に関する条例を制定、通年議会制の導入 議会基本条例の検証実施・報告
H 27	議会中継映像ハイビジョン化対応
H 28	タブレット端末の導入、議会基本条例の検証実施
H 29	議会モニターを委嘱、フェイスブックでの情報発信を開始
H 30	議会事務局2係体制に再編、法制担当職員を併任発令 政務活動費の領収書をホームページで公開 各常任委員会等でロードマップ（年間活動計画）を作成 議会による事務事業評価を本格実施 議場活用事業（市民歌斉唱、議場見学、本会議体験等）を開始 議会基本条例（議決事項）の見直し・改正
R 1	政策アドバイザー制度制定 スマートフォン対応中継・議会だよりにQRコード掲載 傍聴用資料として一般質問通告書を配付 市民と議会の意見交換会をワールド・カフェ方式で実施
R 2	政務活動費に交付額の特例に関する条例の制定（新型コロナウイルス対策の市独自支援の財源に充てるため） 新型コロナウイルス対策を講じての議会運営 一般質問（議員質問25分。質問時間総枠50分）の試行
R 3	回答手段にグーグルフォームを加え、意見募集を実施（コロナ渦対策） →意見募集の結果を壁新聞にまとめ、小中学校へ配付 議会ICT化の推進に向け、「登米市議会ICT推進検討会」を設置
R 4	議会基本条例の検証に、議員評価の視点を持たせるため全議員にアンケートを実施 議員活動及び議会活動の活性化、円滑な議事運営、より市民に開かれた議会を目指すため、「登米市議会ICT推進方針」を策定
R 5	議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しと具体策の検討（現状と今後取り組むべき方向を見える化）
R 6	政策アドバイザーを委嘱

4. 議会基本条例の検証・評価結果

条例検証にあたっては、議員全員からのアンケート結果を基に、議会改革推進会議として検証・評価するとともに、議会基本条例の達成に向けて今後取り組むべき事項も検討した。

まず、検証に際し、これまで議員個人アンケート結果と議会改革推進会議が行う評価との関連性が薄かったため、議会改革推進会議が令和5年度に取り組んだ「議会基本条例に基づく行動の確立に向けた課題の洗い出しと具体策の検討結果」を活用し、現状と課題を共有しながら進めた。

また、議会改革推進会議の評価区分も見直し、それぞれの条文ごとに議会基本条例に規定されている内容に近づくために必要な検討事項を明記した。

次期登米市議会においては、今回の検証・評価内容を議会・委員会・会派それぞれが必要な検討を行い、そして実行に移し、より充実した議会・議員活動が展開できることを強く望むものである。

【評価区分】

評価区分	内 容	該当
◎	引き続き現状の取組を進める	9
○	条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要	12
△	現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要	14
×	条例改正も視野に入れた抜本的な見直しが必要	2

登米市議会基本条例 検証・評価結果

【議員評価】◎（4点）：「議会として、十分実践できている」又は「8割以上の議員が実践できている」
 ○（3点）：「議会として、ある程度実践できているが、さらなる取組が必要である」又は「半数から7割程度の議員が実践できている」
 △（2点）：「あまり実践できていない」又は「3割から半数に満たない議員しか実践できていない」
 ×（1点）：「実践できていない」又は「ほとんどの議員が実践できていない」
 未記入（0点）

【改革評価】◎：引き続き現状の取組を進める
 ○：条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要
 △：現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要
 ×：条例改正も含めた抜本的見直しが必要
 （参考）改善策に取り組んでも、条文規定に近づくことができないとき

	該当条文	①これまでの登米市議会の取組	②議会基本条例の実行に向けて必要な取組 ※令和6年3月時点の改革としての方向性	評価					【平均値】 2.5	議会改革推進会議としての評価と今後の方向性（取り組むべき事項）						
				◎	○	△	×	未記入		◎	○	△	×			
① 情報公開の推進	第5条 市民参加及び市民との連携	1 議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	・本会議の会議録と映像（過去5年分）を公開している。 ・HPに議会日程、議案、提案理由書、予算書（抜粋）を公開している。令和6年12月定期議会から、一般質問通告書の公開も始めた。	※現状の取組を進める。	6	12	5	2	1	2.9	◎	○	△	×	・議会報告会など、市民に対して積極的に情報発信する機会を増やしていかなければならない。 ・常任委員会における公開の在り方を検討する必要がある。特に、委員会の議案審査は映像による公開できる環境が望まれるが、現庁舎にハード面での設備投資を行うことが適切なのか。また、公開とすれば、議案審査のみならず、所管事務調査を含んだ全ての委員会を対象となるため、効果と課題等の検証し、判断しなければならない。	
	第6条 広報・広聴活動	1 議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	・本会議の会議録と映像（過去5年分）を公開している。 ・HPに議会日程、議案、提案理由書、予算書（抜粋）を公開している。令和6年12月定期議会から、一般質問通告書の公開も始めた。 ・賛否については、ホームページ及び議会だよりで公表している。 ・より多くの市民に議会だよりを手にとってもらえるよう広報紙のリニューアルを図った（令和6年度から）。	・リニューアルに伴う紙面の減少により、市民に直接かかわりのあるものなど、内容を絞って伝えることになるため、絞ることによって削られた情報の伝え方の工夫が必要である。	7	14	4	0	1	3.1	◎	○	△	×	・議会だよりのリニューアルにより、取り扱う記事の視点を「記録性」から「話題性」に切り替えた。そこで、紙面減少を補完するための手法や伝え方の工夫については、引き続き検討する必要がある。 ・条例では、「議案に対する各議員の賛否を公表するものとする」としているが、現状は、意見が分かれた議案に対してのみの公表しているため、取り扱いについて検討すべきである。	
		2 議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	・議会広報、ホームページ、フェイスブック、会議録検索システム、議会中継本会議等ライブ・録画配信 ・議場活用 ①招集議会時の小学生による市民歌斉唱 ②子供議会（R5で終了） ③小学校の議場見学（コロナ以降受け入れがない）	①コロナ禍によって申し込みがなくなった小学生による議場見学について、改めて通知する必要がある。その際の対応にあたっては、事務局だけではなく、議員自らが案内役となる。 ②議場公開の仕組みづくりが必要である。 ③デジタル化だけに頼らず、多様な伝え方を検討する必要がある。	5	12	8	0	1	2.9	◎	○	△	×	・コロナ禍によって申し込みがなくなった小学生による議場見学は、改めて周知が必要である。対応にあたっては、議員自らが案内役となることが大切であり、議場公開の仕組み作りが必要である。 ・Facebookによる情報の発信量や内容の強化が必要であり、その体制についても再考すべきである。	
		4 議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	・設置済													
		5 前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	・制定済													
		第15条 政務活動費	2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	・会計処理のチェックは議会事務局で行っている。	※現状の取組を進める。	16	7	0	2	1	3.5	◎	○	△	×	・現状の取組を進める。
			3 議会は、政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類を公開する。	・収支報告書、会計帳簿、支出全ての領収書の写し、政務活動費マニュアルをHPで公開している。	※現状の取組を進める。	16	8	0	1	1	3.6	◎	○	△	×	・現状の取組を進める。

【議員評価】 ◎ (4点): 「議会として、十分実践できている」又は「8割以上の議員が実践できている」
 ○ (3点): 「議会として、ある程度実践できているが、さらなる取組が必要である」又は「半数から7割程度の議員が実践できている」
 △ (2点): 「あまり実践できていない」又は「3割から半数に満たない議員しか実践できていない」
 × (1点): 「実践できていない」又は「ほとんどの議員が実践できていない」
 未記入 (0点)

【改革評価】 ◎:引き続き現状の取組を進める
 ○:条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要
 △:現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要
 ×:条例改正も含めた抜本的見直しが必要
 (参考)改善策に取り組んでも、条文規定に近づくことができないとき

	該当条文	①これまでの登米市議会の取組	②議会基本条例の実行に向けて必要な取組 ※令和6年3月時点の改革としての方向性	評価					【平均値】 2.5	議会改革推進会議としての評価と今後の方向性 (取り組むべき事項)					
				◎	○	△	×	未記入		◎	○	△	×		
② 市民参加の推進	第5条 市民参加及び市民との連携	1 議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	【R3、R4】新型コロナウイルスの影響により議会報告会(意見交換会)の開催を見送ったが、3常任委員会がテーマを設定し意見を募集した。 【R5、R6】コロナの5類引き下げに伴い、9町域を回る以前のスタイルによる意見交換会を実施した。R5のテーマは、引き続き委員会にて設定した。R6のテーマは「人口減少対策」の1つに絞った。	①意見交換会とは別に、「議会報告会」との位置付けて実施すべきである。 ②意見交換会の手法や議会報告会の導入に関しては、更なる検討する必要がある。	4	10	9	0	2	2.6				✓	・意見交換会及び議会報告会の今後の在り方については、令和6年度に議会改革推進会議から議長あてに提言しており、今後は具体策の検討と実行に努める。
	2 議会は、定例会のほか、全ての会議を原則公開とする。	・本会議及び委員会ともに原則公開としている。 ・傍聴にあたっては、本会議は所定の手続きにより、常任委員会等は各会議の長の許可により認めている。	・これまで映像配信で公開してきた議案審議の内容が、委員会移行後は見ることができていないため、審査内容や過程を公開する意味でも配信を再開するべきである。	7	5	10	3	1	2.6		✓			・すべての会議は原則公開としているものの、傍聴が前提になっている。時代の流れに即した公開の姿となるよう、検討する必要がある。	
	3 議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	・令和3年度に「東和バイオマス発電所建設」の関係で参考人招致を実施。	※他議会の事例研究から始める。	4	6	3	10	3	2		✓			・地方自治法第115条の2の規定による意見聴取は活用実績あり。地方自治法第100条の2の規定による「専門的事項に係る調査の委託」については、他議会の事例研究から始める。	
	4 議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	・請願審査にあたっては、請願者からの趣旨説明を受けているとともに、陳情・要望に対しても必要に応じて説明を受ける機会をつくっている。 ◎請願・陳情の受理件数(※暦年集計) 【R3】請願1件、陳情等14件、【R4】請願0件、陳情等6件 【R5】請願0件、陳情等10件、【R6】請願0件、陳情等12件	※現状の取組を進めつつ、市民に対して陳情・要望の制度を周知する必要がある。(議会HPには制度の紹介ページ有)	7	9	7	1	2	2.8		✓			・請願審査にあたっては、請願者による趣旨説明を必ず受けており、陳情・要望にあたっては、必要に応じて対応している。今後は、陳情・要望者に対する結果や経過を報告するルール化が必要である。	
	5 議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	・意見交換会を各地域で行っており、開催状況や寄せられた要望・意見、その対応方法についてHP上で公開している。 ・常任委員会で、各種団体との意見交換会を実施している。 【R3】総務企画0回、教育民生3回、産業建設6回 【R4】総務企画1回、教育民生2回、産業建設2回 【R5】総務企画0回、教育民生2回、産業建設1回 【R6】総務企画1回、教育民生2回、産業建設2回	①意見交換会に議会報告会など詰め込みすぎており、役割ごとに分ける必要があるのではないかと、意見交換という市民と話せる場は、意見聴取の場にしかなくない。議会報告会は、別に設ける必要がある。 ②政策を作り上げる取組強化のためにも、「地域別」「分野別」「団体別」それぞれ意見交換会の使い分けする必要がある。 ③意見聴取後の対応が弱い。せっかく頂いた意見が常任委員会活動や提言に結びついていない。委員会でテーマ設定していることから、聴取した意見を委員会活動につなげる取組が必要である。	4	7	13	1	1	2.6			✓		・意見交換会及び議会報告会の今後の在り方については、令和6年度に議会改革推進会議から議長あてに提言しており、今後は具体策の検討と実行に努める。	
第6条 広報・広聴活動	3 議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場(以下「意見交換会」という。)の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	【R3、R4】新型コロナウイルスの影響により議会報告会(意見交換会)の開催を見送ったが、3常任委員会がテーマを設定し意見を募集した。 【R5、R6】コロナの5類引き下げに伴い、9町域を回る以前のスタイルによる意見交換会を実施した。R5のテーマは、引き続き委員会にて設定した。R6のテーマは「人口減少対策」の1つに絞った。	①意見交換会が陳情・要望会にならないよう、運営を工夫する必要がある。 ②意見交換会後の「報告」が必要であり、その手法を検討する必要がある。	4	12	9	0	1	2.8			✓		・意見交換会及び議会報告会の今後の在り方については、令和6年度に議会改革推進会議から議長あてに提言しており、今後は具体策の検討と実行に努める。	
第8条 議会モニター	1 議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	・平成29年度から試行実施、平成30年度本格実施している。議会運営や親しみやすい議会について意見を頂戴し、実現可能なものから改善している。 【R3】14人委嘱 【R4】10人委嘱 【R5】10人委嘱 【R6】9人委嘱	①モニターから「どういった意見をいただきたいのか」、明確化すべきである。 ②モニター委嘱の際に、議会運営の内容(基礎知識)を一定程度知ってもらう工夫が必要である。	2	12	8	2	2	2.5			✓		・議会モニターの今後の在り方については、令和6年度に議会改革推進会議から議長あてに提言しており、今後は具体策の検討を行う。	
	2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	・制定済													

【議員評価】◎(4点):「議会として、十分実践できている」又は「8割以上の議員が実践できている」
 ○(3点):「議会として、ある程度実践できているが、さらなる取組が必要である」又は「半数から7割程度の議員が実践できている」
 △(2点):「あまり実践できていない」又は「3割から半数に満たない議員しか実践できていない」
 ×(1点):「実践できていない」又は「ほとんどの議員が実践できていない」
 未記入(0点)

【改革評価】◎:引き続き現状の取組を進める
 ○:条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要
 △:現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要
 ×:条例改正も含めた抜本的見直しが必要
 (参考)改善策に取り組んでも、条文規定に近づくことができないとき

	該当条文	①これまでの登米市議会の取組	②議会基本条例の実行に向けて必要な取組 ※令和6年3月時点の改革としての方向性	評価					【平均値】 2.5	
				◎	○	△	×	未記入		
②	市民参加の推進	第14条 委員会等の適切な運営 3 委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	・常任委員会で、各種団体との意見交換会を実施している。 【R3】総務企画0回、教育民生3回、産業建設6回 【R4】総務企画1回、教育民生2回、産業建設2回 【R5】総務企画0回、教育民生2回、産業建設1回 【R6】総務企画1回、教育民生2回、産業建設2回	①意見交換会において出された意見に対しては、現状の調査を行うなど、正確な事実を把握することが大事である。 ②意見交換会後、相手へのフィードバックが必要である。 ※「意見交換での意見をもとに調査した結果、どうなったのか」	3	11	10	1	1	2.6
③	議会の機能強化	第4条 会派 1 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	・会派を構成している。 【R5】5会派:新・立志の会、大地の会、太陽・みらい21、ねくすとTome、日本共産党市議団 【R6】5会派:新・立志の会、大地の会、太陽・みらい21、NEXT、日本共産党市議団	①会派としての考えを、これまで以上にしっかりと持つことが必要である。(会派内での共通認識)。 ②会派であることを認識し、表決の際は、協議・調整を行うこと。	5	4	13	2	2	2.4
		3 会派は、政策立案等を積極的に 行うものとする。	・会派の行政視察で調査した内容を一般質問等で 取り上げ、議員や執行部に情報共有と課題提起を 行っている。	・現状からのステップアップするため、まずは視 察報告など他会派との情報共有の取組が必要 である。	3	2	14	5	2	2
	第7条 政策企画調整 会議	1 議会は、広聴活動による市民の 意見等を政策及び課題として、政 策立案等を行うため、議員で構成 する政策企画調整会議を設置する ことができる。	・情報共有や提言等に関する協議の場として開催し ている。 【R3】3回 【R4】8回 【R5】6回 【R6】7回	・政策企画調整会議の役割や機能が発揮され るためには、各常任委員会の活発な活動が必要 である。	0	10	10	3	3	2.2
	2 前項の政策企画調整会議の設 置に関し必要な事項は、議長が別 に定める。	・制定済								
	第9条 市長等との関 係	1 議会は、市長との立場及び権能 の違いを踏まえ、市長その他の執 行機関及びその職員(以下「市長 等」という。)と緊張感ある関係を保 持し、事務執行の監視及び評価を 行うとともに、政策立案等を行うこ とにより、市政の発展に努めなけれ ばならない。	・所管事務調査や事務事業評価を通し、市長へ提 言している。 【R3】産建において提言(1回) 【R4】各常任委員会において提言 (総務:1回、教育:1回、産建:2回) 【R5】3常任委員会において提言(それぞれ1回) 【R6】3常任委員会において提言(それぞれ1回)	①より強化するための取組として、提言がその 後、どうなっているのか把握する必要がある。 仮に実現していなければ、何が問題(課題)な のか、チェックや検証が大事である。 ②提言の提出時期を考慮する必要がある。 (次年度当初予算への反映を意識)	5	10	9	1	1	2.8
2 定期議会における一般質問は、 広く市政に係る論点及び争点を明 確にするため、一問一答方式により 行うことができるものとする。	・導入済	※現状の取組を進める。								
3 議長から定例会又は常任委員 会、議会運営委員会及び特別委員 会(以下「委員会等」という。)への 出席を要請された市長等は、議長 又は委員長の許可を得て、議員又 は委員の質問に対して反問するこ とができるものとする。	・付与済 ■反問権行使実績 【R3、R4】実績なし 【R5】1件 【R6】実績なし	※現状の取組を進める。								
4 議員は、会期中又は閉会中にか かわらず、議長を通じて市長等 に対し文書による質問を行うことが できる。この場合において、市長等 に文書により回答を求めるものとする。	【R3】実績なし 【R4】1件 【R5】実績なし 【R6】実績なし	①運用のルールが必要であり、明文化するた めにも要綱を整備する必要がある。 (要綱を整備する際には、目的も示すべき) ②必要性云々ではなく、規定されている以上は 活用していくべきである。	1	4	6	14	1	1.7		

議会改革推進会議としての評価と今後の方向性(取り組むべき事項)				
◎	○	△	×	
				・意見交換会において出された意見等に対しては、現状の調査を行うなど、まずは正確な事実を把握する作業が必要である。そして、単に意見交換で終わることなく、調査結果や進捗状況についても、相手側にフィードバックする仕組みを構築すべきである。
			✓	・委員会制への移行により、これまで以上に会派の重要性が高まっていることから、会派に対する認識(会派として機能していない)を改める必要がある。また、現在の会派要件は2名以上だが、交渉会派の概念を取り入れるべきである。
			✓	・令和6年度は、試行的に会派報告会を実施してみたものの、仕組み作りが必要ではないか。
			✓	・政策企画調整会議の役割や機能を発揮するためにも、各常任委員会や会派活動を積極的に展開し、提言等につなげなければならない。そのためにも、議員・委員会・会派それぞれが課題を共有することが大事であり、その役割を政策企画調整会議が担う必要がある。併せて、会議の位置づけや協議事項も整理する必要がある。
			✓	・所管事務調査や事務事業評価を通し、提言を提出しているものの、その後のフォローアップができていない。提言事項が実現していない場合は、その原因や課題を把握し、次の提言につなげるなど、提言を出した側の責任を果たさなければならない。
✓				・一問一答方式を導入済みであり、現状の取組を進める。
✓				・反問権を付与しており、現状の取組を進める。
			✓	・文書質問の位置づけが不明確であることから、ほとんど活用されていない状況である。一般質問との整理や他議会の事例を研究し、必要に応じて要綱等の整備をする必要がある。

【議員評価】 ◎（4点）：「議会として、十分実践できている」又は「8割以上の議員が実践できている」
 ○（3点）：「議会として、ある程度実践できているが、さらなる取組が必要である」又は「半数から7割程度の議員が実践できている」
 △（2点）：「あまり実践できていない」又は「3割から半数に満たない議員しか実践できていない」
 ×（1点）：「実践できていない」又は「ほとんどの議員が実践できていない」
 未記入（0点）

【改革評価】 ◎：引き続き現状の取組を進める
 ○：条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要
 △：現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要
 ×：条例改正も含めた抜本的見直しが必要
 （参考）改善策に取り組んでも、条文規定に近づくことができないとき

	該当条文	①これまでの登米市議会の取組	②議会基本条例の実行に向けて必要な取組 ※令和6年3月時点の改革としての方向性	評価					【平均値】 2.5	
				◎	○	△	×	未記入		
③ 議会の機能強化	第10条 市長による政策等の形成過程の説明	議会は、市長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 （1）政策の発生源 （2）提案に至るまでの経緯 （3）隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 （4）市民参加の実施の有無及びその内容 （5）登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 （6）関係する法令並びに条例及び規則（以下「条例等」という。） （7）財源措置 （8）将来にわたるコスト計算	・各常任委員会、特別委員会、全員協議会において事前説明している。 また、令和6年度から、定期議会開会の約1カ月前に新規事業や各種事業の進捗状況を説明・報告する場を設けている。	①ここまで明文化されているにも関わらず、目的とするところまで達していない。ファーストステップとして、議員側の意識づけが大事である。条文に掲げる視点を持って、一般質問や議案質疑を心がける必要がある。 ②委員会（議会）から積極的に説明を求める意識を改めて持つなど、活動を強化する必要がある。 ③2年に1度の委員会構成替えにあたっては、課題など情報の共有を諮る必要がある。	3	7	10	5	1	2.3
		2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。			3	7	7	4	5	2.1
	第11条 政策説明資料の提出要求	1 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	・本会議や常任委員会では、必要に応じて議長、又は委員長が追加資料の提出を求めている。	・資料請求に係る運用を再構築する必要がある。	6	9	9	1	1	2.8
	第12条 議決事件	1 法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 （1）登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 （2）登米市行財政改革大綱の策定、変更又は廃止 （3）登米市環境基本計画の策定、変更又は廃止 （4）原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結又は解消	・議決事件の追加等は、平成26年度に行って以降実績なし。	※現状の取組を進める。	2	10	8	4	2	2.3
第13条 議員相互間の討議	1 議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。 2 議員は、定例会及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	・常任委員会等において、執行部退席後に自由討議を実施した。 ・令和5年度から施行的にスタートした委員会制について、議案審査や分科会審査に場において、意識的に議員間討議の場を設けている。	①現状の議員間討議では、問題の洗い出しが弱く、個人の意見を述べることが多い。充実した討議を行うには、事前に課題などを委員会や会派で共有する必要がある。 ②質疑が多いほうが様々な角度から見ることができるのではないか。そのためにも課題などの事前の情報共有が大事である。 ③充実した委員間討議となるには、討議に当たっての課題（テーマ）を明確にすることが大事であり、委員長の采配（委員に対して意見を促すなど）も重要になってくる。	2	11	9	3	1	2.5	
				3	11	8	3	1	2.6	

議会改革推進会議としての評価と今後の方向性（取り組むべき事項）				
◎	○	△	×	
		✓		・基本条例に明文化されているにも関わらず、目的とするところまで達していない。まずは、議員側の意識づけが大事であり、議案質疑や一般質問の際は、条文に掲げる視点を持って行わなければならない。 また、執行部からの説明を待つのではなく、議会（委員会）から積極的に説明を求める意識を持たなければならない。 そのためにも、会派や常任委員会で問題意識を持ち、積極的に討議の場を設けるなど、活動を強化する必要がある。
	✓			・規定を有効に活用するためにも、前項（第10条）で示した方向性に取り組む必要がある。 また、現在は条文どおり予算及び決算に関係するものだけに限り資料を要求できるものとしているが、以前のように一般質問等でも請求できるように範囲の拡大を検討すべきである。そのルールに関しては、執行部とともに作り上げていかなければならない。
	✓			・平成26年度に議決事件を追加以降、近年は実績がない。その間に新たな計画が策定されている状況からも、一度、議決事件の追加に向けた検証・検討をすべきである。
	✓			・委員会制に移行してから、議案審査や分科会審査に場において、意識的に議員（委員）間討議の場を設けているものの、目指すべき討議の姿からはほど遠い状況である。 また、本会議において出された質疑が委員会審査に役立てられているとは言い難い。その要因のひとつとして、本会議での質疑を大綱的にとどめていることが挙げられ、課題の洗い出しとなる質疑とすべきである。 討議の充実に向けては、議員のレベルアップとともに、必要に応じて討議のルール化も必要ではないか。

【議員評価】 ◎ (4点): 「議会として、十分実践できている」又は「8割以上の議員が実践できている」
 ○ (3点): 「議会として、ある程度実践できているが、さらなる取組が必要である」又は「半数から7割程度の議員が実践できている」
 △ (2点): 「あまり実践できていない」又は「3割から半数に満たない議員しか実践できていない」
 × (1点): 「実践できていない」又は「ほとんどの議員が実践できていない」
 未記入 (0点)

【改革評価】 ◎:引き続き現状の取組を進める
 ○:条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要
 △:現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要
 ×:条例改正も含めた抜本的見直しが必要
 (参考)改善策に取り組んでも、条文規定に近づくことができないとき

	該当条文	①これまでの登米市議会の取組	②議会基本条例の実行に向けて必要な取組 ※令和6年3月時点の改革としての方向性	評価					【平均値】 2.5	
				◎	○	△	×	未記入		
③ 議会の機能強化	第14条 委員会等の適切な運営	1 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	・年間活動計画を作成し、それに基づき委員会活動を行っている。 ・委員会活動の報告は、必要に応じて定期議会毎に行っている。	・各常任委員会活動がより進化していくためにも、取組内容や手法を正副委員長会議において共有していく必要がある。	10	12	2	1	1	3.2
		2 委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	・所管事務調査や事務事業評価を通し、市長へ提言している。 【R3】産建において提言(1回) 【R4】各常任委員会において提言(総務:1回、教育:1回、産建:2回) 【R5】3常任委員会において提言(それぞれ1回) 【R6】3常任委員会において提言(それぞれ1回)	・提言を出して終わっているため、その後の確認や追跡調査が必要である。※第9条と同様	7	9	8	0	2	2.8
	第15条 政務活動費	1 会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	・月額25,000円/人を一括交付している。 【R5・R6】5会派(20人)、会派に所属しない4議員の計24人へ交付	①福知山市議会のような市民向けの「会派視察報告会」の実施を検討すべきである。少なくとも、議会内での視察報告会は行う必要がある。 ②視察後の会派内での共有が必要である。共有を進める手法の一つとして、報告にあたっては、代表所見から個別所見とすることも有効ではないか。 ③視察後は、主に個人が一般質問で取り上げている。会派内で共有し共通認識の下に行えれば、個人の考えだけでないより強固な一般質問になるのではないか。	4	11	7	3	1	2.6
	第16条 議会改革推進会議	1 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	・2年の任期終了時に調査報告書を提出し、議会改革の取組みにを議会全体で共有している。	※現状の取組を進める。	10	11	4	0	1	3.2
		2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	・実績なし	-	4	4	5	11	2	2
		3 第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	・制定済	-	/					
	第17条 調査機関の設置	1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	・実績なし	-	3	4	5	13	1	1.9
		2 議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	・実績なし	-	2	5	4	13	2	1.8
		3 第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	・規定なし	-	2	4	4	13	3	1.6
	第18条 議員研修の充実強化	1 議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・登米市議会が主催する議員研修会を年1回開催している。	①議員研修会の目的が「議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため」であることから、開催時期を年度末ではなく、もっと早めるべきである。	7	11	7	0	1	3
2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。		・実績なし	※他議会の事例研究から始める。	2	5	10	5	4	1.9	

議会改革推進会議としての評価と今後の方向性(取り組むべき事項)				
◎	○	△	×	
	✓			・年間活動計画に基づき、一定程度の活動は展開できているものの、より進化していくためにも、他委員会の取組内容や手法を正副委員長会議において共有し、良いところは取り入れていくべきである。 また、当日の委員会終了時に、調査内容の振り返りや今後の方向性について委員間討議を行うことで、より専門性を生かした適切な委員会運営に繋がると考える。
	✓			
	✓			・令和6年度は、試行的に会派報告会を実施してみたものの、仕組み作りが必要ではないか。 (第4条第3項の方向性と同様)
✓				・現状の取組を進める。
				・現状の取組を維持し、必要性が生じた際に改めて協議する。
				・本規定による取組は、実績がない。どういったことを想定しての条文なのか、今後、議会改革推進会議において調査していく。
		✓		・議員各位の参加者意識が低い。テーマ設定時から、議員が積極的に関わっていく必要がある。 また、研修後は、具体的にどの点を改善していくのか、議会全体で議論し、共有していく必要がある。
		✓		

【議員評価】 ◎（4点）：「議会として、十分実践できている」又は「8割以上の議員が実践できている」
 ○（3点）：「議会として、ある程度実践できているが、さらなる取組が必要である」又は「半数から7割程度の議員が実践できている」
 △（2点）：「あまり実践できていない」又は「3割から半数に満たない議員しか実践できていない」
 ×（1点）：「実践できていない」又は「ほとんどの議員が実践できていない」
 未記入（0点）

【改革評価】 ◎：引き続き現状の取組を進める
 ○：条文に掲げる内容を達成しているものの、さらに充実させるために新たな取組が必要
 △：現状の取組に加え、条文に近づくために新たな取組が必要
 ×：条例改正も含めた抜本的見直しが必要
 （参考）改善策に取り組んでも、条文規定に近づくことができないとき

	該当条文	①これまでの登米市議会の取組	②議会基本条例の実行に向けて必要な取組 ※令和6年3月時点の改革としての方向性	評価					【平均値】 2.5	議会改革推進会議としての評価と今後の方向性（取り組むべき事項）																	
				◎	○	△	×	未記入		◎	○	△	×														
③	議会の機能強化	第19条 議会事務局の体制整備 1 議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	・令和元年度から、市当局と併任発令により法制執務担当が配置された。	-	3	13	4	4	2	2.5		✓			・現状の取組を進める。												
	第20条 議会図書室 1 議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	・議会図書室の室内を整理整頓、図書資料の整理を行っている。	※当面は、現状の取組を進める。	3	6	10	6	1	2.2			✓		・図書室の機能としては不十分である。ハード面の課題を抱える中で、どういった充実策が図れるか事例研究する。													
④	その他	第1条 目的 1 この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※第1条～第3条は「目的・理念」のため、具体的な取組は明記していない。									✓				・必要に応じて、見直し等を図る。											
	第2条 議会の活動原則 1 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。 2 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見（以下「市民の意見等」という。）を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。 3 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言（以下「政策立案等」という。）の強化に努めること。 4 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。																										
	第3条 議員の活動原則 1 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。 2 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。 3 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。																										
	第23条 議員の政治倫理 1 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	・制定済 ・政治倫理の研修や条例の検証は行っていない。															※現状の取組を進める。	6	10	7	2	1	2.8		✓		・政治倫理条例について、議会改革推進会議として検証作業が必要と捉えている。
	第24条 最高規範性 1 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。																※現状の取組を進める。	13	6	5	1	1	3.2	✓			・現状の取組を進める。
	第25条 見直し手続き 1 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	・議会改革推進会議において、2年に1度、評価・検証を行い、その結果を議会で共有している。併せて、議員個人アンケートも実施し、その評価を検証に反映させている。 ・条例制定後は、軽微な文言修正を除いて、改正されていない。															※現状の取組を進める。	11	10	3	1	1	3.2	✓			・現状の取組を進める。
				8	8	6	2	2	2.8	✓			・現状の取組を進める。														

5. おわりに

議会改革推進会議は、委員間討議を基本に課題解決を目指している。

今期においては、これまで取り入れてきた改革の視点を再確認し、これからの時代の流れに対応すべく検証を進めた。また、所掌事務である議会基本条例の検証では、これから登米市議会が進むべく方向を探るなど、一步踏み込んだ検討にも挑戦した。

登米市議会が「政策形成能力に弱い」ことは、これまでも基本条例の検証の都度指摘されてきた。同様に、政策の種を集めるべく「組織としての広聴力」も乏しいと言われて久しい。

今議会改革推進会議では、議員それぞれが課題として認識しつつも、改善が図られてこなかった根本的な原因を探るため、主にこの2年間は検証の手法について検討を重ねてきた。

そこで、改善に向けた一步を踏み出すために、これまでの抽象的な目標から、課題や具体的に取り組むべき事項の提示を試みた。その結果、議員個人の積み上げによる議会の評価と議会改革による評価のギャップが埋まるなど、改善に向けた基礎づくりが図られたものと捉えている。今回の評価・検証結果を基に必要な検討を行い、そして実行に移すことがより充実した議会・議員活動が展開できると考える。

議会基本条例に示す議会を確立するためには、当然ながら条例の熟知と条例を意識した行動を心がける必要がある。そして、常に市民の代表であることを認識し、その時々々の社会情勢に対応できる議会になるためにも、条例等のブラッシュアップをはじめ、我々自身も弛みない進化と挑戦を続けていかなければならない。

議会改革推進会議からの提言

議会改革推進会議からの提言

議会改革推進会議は、これまで議会活性化に向けた手法をはじめ、課題解決に向けた検討などを行い提言してきた。

令和6年度の活動は、昨年度実施した議会基本条例の検証時に出された意見や市民との意見交換会で出された意見をもとに、「意見交換会の新たな仕組みづくり」と「議会モニター制度の在り方」の二つをテーマに掲げた。

調査・研究に当たっては、初めに現状の取組に対する課題の洗い出しとあるべき姿について委員間討議を行うとともに、課題解決に向けたヒントを探るため、意見交換会の手法を視察事項のメインに捉えて実施した。

まず、「意見交換会の新たな仕組みづくり」に向けて、東京都東村山市議会は、定例会終了ごとに年4回議会報告会を行っており、オンラインでも参加できる体制が構築されているなど、充実した内容であった。オンラインによる参加者は決して多くないものの、誰もが参加しやすい環境を提供している。また、当日の資料や説明内容はホームページで公開されており、当日参加できなかった人も内容が確認できるようになっている。

新潟県上越市議会は、意見交換会が要望会のようにになっている現状からの脱却を目指し、その手法が見直された。具体的には、これまで行ってきた意見交換会を車座形式で行い、議会報告会と切り離したことに加え、市民が集まる場所に議員自ら出向いて意見を伺う手法を取り入れていた。特に、議員自ら出向くスタイルは、不特定多数から階層・テーマ別の意見まで幅広く聴取できる手法として有効であると感じた。

次に、「議会モニター制度の在り方」について、全国の状況を見ても実施している議会は1割にも満たない。そのような中、ホームページから確認できた31市議会に対し、制度の運用と活動状況についてアンケート調査を行い、全ての議会から回答を得た。結果を見ると、モニターの役割や活動状況については、応募者の偏りや議会運営からかけ離れた意見が多いなど、本市議会と同様の課題を有していた。

8回にわたる議会改革推進会議での調査・研究を踏まえ、意見交換会と議会モニター制度の更なる充実を目指し、次のとおり提言する。

■意見交換会の新たな仕組みづくりに向けて

①これまでの意見交換会は、「登米市議会意見交換会運用マニュアル」に則り、議会報告も兼ねて実施してきたが、それぞれの目的を鑑みれば、広聴の場と議会報告の場を別に設け、更なる内容の充実を図るべきである。

②議会報告は、「議会活動の見える化」に向けて有効な手段であるが、現状の意見交換会と合わせて行う手法では時間的制約が生じ、伝えられる情報に限りがある。また、議会だよりを含めたこれまでの手法だけでは情報が伝えきれていない。

このような状況を鑑み、新たに議会報告の場を設け、更なる議会活動の見える化を図っていくべきである。

③議会基本条例第5条「市民参加及び市民との連携」の中で、「議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し～」と規定しているものの、「登米市議会意見交換会開催要領」に基づく手法では、意見を聴取できる場が限定されることから、議会（議員）と市民がもっと気軽に話せる仕組みを構築する必要がある。

④「地域別意見交換会」は、これまで9つの町域で実施してきたが、当初期待していた「地域課題の把握」や「参加しやすさ」などの効果は時代とともに薄れつつあり、地域別に行う必要性が感じられなくなっている。

「地域別意見交換会」に代わるものとして、登米市議会として行う「意見交換会」の在り方を検討すべきである。

【実現に向けて必要な取組】

- ・「登米市議会意見交換会開催要領」「登米市議会意見交換会運用マニュアル」の見直し
- ・議会だより以外の情報発信強化に向けた議会報告の手法などの検討
- ・議会（議員）と市民がもっと気軽に対話できる仕組みづくりの検討
（議会自らが出向いて意見を聴取する体制やルールづくりの構築）

■議会モニターの在り方について

①議会モニター制度の運用にあたっては、平成29年度の試行後、8年にわたって議会運営に係る意見を聴取しており、傍聴に係る提案などを含む、市民目線による数々の改善に寄与してきた。

しかし、これまで定員を満たす応募がなく、また委嘱者の固定化や年代の偏りが見られるなどの課題もある。さらに、議会運営に合致しない意見の提出が散見されているなど、議会モニター制度の在り方そのものが問われている。

このことから、現行の応募者への委嘱による議会モニター制度は、見直すべきである。

②ICTなど情報社会の進展により、投稿フォームによって手軽に意見等を述べられる仕組みが構築されていることから、議会モニター制度だけに捉われない時代に即したモニタリングの手法を取り入れていく必要がある。

【見直しに向けて必要な取組と視点（検討事項）】

- ・「登米市議会モニター設置に関する規程」の第2条に掲げる職務のうち、第2号の「議会の運営についての意見、提案等を文書により提出すること」では、具体性に欠けており、議会側の意図が正確に伝わっていない。
- ・資格要件の整理（再任回数 of 明記、欠格事項の追加等）
- ・募集方法の見直し
- ・モニター制度の見直しと併せて、北海道芽室町議会（議会ホットボイス）や宮城県石巻市（ご意見拝聴「市民の聲」）などで実施している誰でも意見等が述べられる仕組みの構築に向けた検討